

**「一般財団法人豊中市医療保健センター別館」
での新規事業の運営事業者募集要項**

(医療・介護・福祉の人材育成事業の運営事業者募集要項)

平成31年（2019年）1月

一般財団法人豊中市医療保健センター

【目 次】

1. 公募の趣旨	1
2. 公募する施設の概要	1
3. 公募する事業の概要	1
4. 応募資格要件	1
5. 施設建物の使用	2
6. 応募に際しての留意事項	2
7. 運営事業者候補の決定方法等	2
8. 審査内容等	3
9. 公募スケジュール(予定)	5
10. 応募手続	5
11. 応募の無効及び指定予定事業者決定の取消	8
12. その他留意事項	9

1 公募の趣旨

一般財団法人豊中市医療保健センター（以下「当センター」という。）は、豊中市の地域医療体制を確立し、地域住民の健康の増進に寄与することを目的として、豊中市と三師会（一般社団法人豊中市医師会、一般社団法人豊中市歯科医師会及び一般社団法人豊中市薬剤師会）とが、昭和49年（1974年）に設立した法人です。

休日急病診療、看護師養成、健康教育・健康相談・臨床検査などの事業を開始し、その後、時代の変化、ニーズに対応して事業を改廃、拡充し、「福祉の増進」をも当センターの目的に加え、地域におけるセーフティネット機能のさらなる充実を図り、地域に根ざした、幅広い事業を展開してきました。

今回、豊中市が目指す、地域包括ケアシステム・豊中モデル（※）の推進に貢献するため、当センターとの協働実施による豊中看護専門学校別館跡における医療・介護・福祉の人材育成事業の事業者を公募します。

※地域包括ケアシステム・豊中モデル

国が示す地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制）に加え、豊中モデルは、本市の財産・強みである「市民力」「地域力」を活かしたトータルケア・トータルサポートのネットワーク創りをいう。

2 公募する施設の概要（平成30年4月1日時点）

名称	施設の概要
一般財団法人豊中市医療保健センター別館（旧豊中看護専門学校別館）	所在地：豊中市上野坂2丁目6番1号 供用開始：平成7年（1995年）4月 （鉄筋コンクリート造 地上2階） 延床面積：1,118.13 m ² 平成30年3月31日まで豊中看護専門学校の校舎として使用

3 公募する事業の概要

- ・事業者は、豊中看護専門学校別館跡にて、当センターと協働して実施する医療・介護・福祉の人材育成に資する事業について、提案を行うものとします。
- ・地域包括ケアシステム・豊中モデルの推進への寄与についての視点及び当センターの設立趣旨を踏まえたうえで、地域等で活躍する人材の育成に関する企画提案内容としてください。
- ・施設の使用方法を含めて提案してください。（別途、当センターと協議させていただきます。）

4 応募資格要件

次の①～⑤のすべてを満たすこと。

- ① 前述の「3 公募する事業の概要」の内容に沿った応募であること。
- ② 豊中市立介護老人保健施設かがやき移譲先事業者の募集に応募し、同施設の運営を行う資格のある事業者であること。
- ③ 事業の安定的運営及び施設整備を図る能力並びに資力等を有していること。
- ④ 運営事業者の決定後に応募事業の運営を直接行う事業者であること。
- ⑤ 法人またはその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
 - ・ 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている団体
 - ・ 会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続開始の申立てがなされている団体
 - ・ 公租公課を滞納している団体
 - ・ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ）、暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている団体または暴力団等の統制下にある団体

5 施設建物等の使用

- ・ 事業に使用する建物については、豊中市医療保健センター別館部分を使用するものとします。
- ・ 実施する事業について、継続的に施設を使用する事業形態の場合は、光熱水費等の負担を事業者を求める場合があります。
- ・ 既存の備品等については、無償貸付とします。
- ・ その他、建物の使用条件については、双方協議により決定するものとします。

6 応募に際しての留意事項

- (1) 関係法令、基準等の遵守
関係法令（民法、医療法、介護保険法、老人福祉法、労働基準法等）を遵守した内容により応募してください。
- (2) 費用の負担
応募に関して要した費用は、すべて応募者の負担となります。
- (3) 選定後の手続き
後述「7 運営事業者候補の決定方法等」により決定した事業者には、事前協議を経て、事業を運営するにあたり必要な手続きを行っていただきます。
なお、運営事業者としての決定後は、当センターの了解なく事業計画（提案内容）を変更することは認めません。事前協議のなかで、応募時の提案内容を満たさない場合には、運営事業者としての決定を取り消すことがあります。
- (4) 運営の条件
 - ① 事業期間については5年毎に見直し、事業内容についても毎年度見直し、決定するものとします。
 - ② 事業の実施にあたっては、関係各機関と緊密な連携を図ること。

- ③ 事業の実施にあたっては、当センターとの協議等により決定するものとします。
- ④ 敷地が住宅地域内にあるため、近隣住民等に配慮した事業運営を行うこと。

7 運営事業者候補の決定方法等

(1) 運営事業者候補の決定方法

- ・ 審査は、当センターの外部委員で構成する事業者候補選定委員会（以下、「選定委員会等」という。）において行い、まず、運営事業者の候補となる者（以下、「事業者候補」という。）を選定します。当センターは、選定委員会等における選定結果及び意見等を踏まえ、総合的に判断し、その事業者候補を運営事業者に決定します。
- ・ 選定委員会等における事業者候補の選定では、書類審査、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を行い評価します。評価は、後述「8 審査内容等」のとおり、事業関係、労務関係及び財務関係の部門別に行い、全部門とも合格基準を上回る事業者候補を選定します。

(2) 選定委員への接触の禁止

当該選定委員への接触は、選定前、選定中もしくは選定後、または直接的もしくは間接的な手段を問わず一切禁止します。このような行為またはこれに類する行為があった場合は、事業者の選定からの除外もしくは選定の中止、または運営事業者の決定後であってもその決定を取り消すことがあります。

(3) 運営事業者決定の通知等

本公募への応募結果として、運営事業者として決定されたことまたは決定されなかったことについて、書面にて全応募者に通知します。また、運営事業者が決定した場合は事業者名について、当センターホームページにおいて公表します。

なお、審査の途中経過に関するお問合せ、審査結果及び運営事業者の決定結果に対する異議等については応じることができませんのでご了承ください。

8 審査内容等

次に掲げる選定基準に照らし、部門別に審査します。なお、審査は、書類審査、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査の内容をあわせ総合的に判断し評価します。

I. 事業関係

(1) 事業実施等

- ① 基本になる事業内容等
- ② 個人情報の保護に対する考え方
- ③ 職員の資質向上、研修についての考え方

(2) 管理・体制等

- ① 事業実施上の管理・体制に関わること
- ② 事故防止に対する考え方

(3) 地域連携等

- ① 地域における医療・介護・福祉の人材育成についての考え方
- ② その他、地域、関係機関等に関わること

(4) 運営計画等

- ① 事業運営計画

Ⅱ. 労務関係

- ① 労働関係法規の遵守の状況
- ② 職員配置の考え方
- ③ 事業の実施に携わる職員の勤務体制、研修の確保等

Ⅲ. 財務関係

- ① 財務面の健全性
- ② 事業運営の考え方、他事業への影響
- ③ 適切な収支計画及び自己資金手当の状況

9 公募スケジュール（予定）

日程	内容	備考
平成31年1月31日(木) (2019年)	事業者公募の案内（広報、市ホームページ、 当センターホームページ）、公募要項の公示	
2月12日(火)	「質問票」の提出締切	
2月18日(月)	事前質問への回答を当センターホームページ に掲載	
2月21日(木)	「公募説明会への参加申込書」の提出締切	
2月28日(木)	公募説明会の開催	場所：豊中市医療保健センター 説明会後の質問締切は3/4まで
2月28日(木)～ 3月14日(木)	「公募提案への参加意向表明書」の提出	公募説明会への出席が応募要件 ※辞退届は3/14まで
3月18日(月)～ 3月25日(月)	「提案書等の必要書類」の提出	
4月下旬	選定委員会（書類審査）	資格要件を審査し、プレゼンテーシ ョン審査等に参加可能かを決定する
5月上旬	資格要件審査の結果通知を送付	
5月下旬	選定委員会（プレゼンテーション審査及びヒ アリング審査）	
5月下旬	選定結果の通知（郵送）	
6月頃	事業内容等の事前協議開始	
平成32年4月 (2020年)	新事業者による事業運営開始	

10 応募手続

応募資格を満たして本公募に申し込みを希望する者は、次により、公募申込書（「（3）提出書類一覧」を参照）を提出してください。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。

（1）公募説明会

本事業に応募する場合は、必ず公募説明会に参加してください。説明会に不参加の場合は、応募することができません。

開催日時：平成31年(2019年)2月28日（木）午前10時～

場所：豊中市上野坂2丁目6番1号
一般財団法人豊中市医療保健センター 3階会議室

参加人数：1応募者につき3名以内

参加申込：平成31年（2019年）2月21日（木）までに、別紙「公募説明会申込書」（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、提出。

（2）質問方法等

事前に公開した募集要項及び様式等の内容に不明な点がある場合には、「質問票(様式第2号)」をEmailにて提出してください。その際には、送信した旨を必ず電話で担当部署に報告してください。（口頭による質問は受け付け不可）

【質問票の受付期間・回答方法】

- ① 平成 31 年(2019 年)1 月 31 日(木)午前 9 時から平成 31 年(2019 年)2 月 12 日(火)午後 5 時まで →回答を当センターのホームページに掲載
- ② 公募説明会後の質問は、3 月 4 日(月)午後 5 時まで →E-Mail にて個別に回答

(3) 応募の方法

- ① 公募説明会後、平成 31 年(2019 年)3 月 14 日(木)午後 5 時までに「公募提案への参加意向表明書(様式第 3 号)」を提出してください。
- ② 参加意向表明後、平成 31 年(2019 年)3 月 18 日(火)午前 9 時から平成 31 年(2019 年)3 月 25 日(月)午後 5 時までに必要書類一式を持参してください。
なお、電話にて来所日時を連絡のうえ、持参してください。
- ③ 参加意向を表明した後に参加を辞退するときは、「応募辞退届(様式第 4 号)」を平成 31 年(2019 年)3 月 14 日(木)(必着)までに郵送または持参により提出してください。

【書類の提出及び問合せ先】

一般財団法人豊中市医療保健センター 事務局

(TEL) 06-6848-1661

(FAX) 06-6848-1685

(E-Mail) u51@luck.ocn.ne.jp

午前 9 時から午後 5 時 00 分まで

〈 提出書類一覧 〉

以下の書類をご用意ください。

項 目		備 考	様 式	
公募説明会参加申込書			様式第1号	
質問票			様式第2号	
公募提案への参加意向表明書			様式第3号	
応募辞退届			様式第4号	
1	①公募申込書	法人印鑑登録証明書を添付	様式第5号	
	②事業者の概要	イ 役員の状況、資産・負債の状況、法人経歴、他の経営施設の状況	様式第6-1号	
		ロ 代表者等の履歴	様式第6-2号	
		ハ 役員等名簿	様式第6-3号	
		ニ 入札参加停止措置等状況調書	様式第6-4号	
		ホ 現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等、概要がわかるもの）	別紙	
	③法人理事会議事録等の写し	本公募への応募につき、法人として意思決定していることが確認できるもの	様式自由	
④法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	応募申込日前3か月以内に発行されたもの	原本		
⑤定款又は寄附行為	最新のもの	原本の写し		
2	I 事業関係	① 事業実施等 ② 管理・体制等 ③ 地域連携等 ④ 運営計画等	様式第7-1号	
		運営方針等	事業運営等に関する提案書	様式第7-2号
	II 労務関係	・ 従事職員計画	イ 雇用形態 ロ 配置人員	様式自由
		・ 労働基準法等の規定に関する書類	イ 就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規程も含めて提出のこと	様式自由
			ロ 時間外労働・休日労働に関する協定届（労働基準監督署受付印のある事業主控）	法定様式
			ハ 労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）（最新のもの） ニ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（一部） ※全員分不要	
	III 財務関係	運営方針等	事業運営等に関する提案書	様式第8号
		資金計画等	収支シミュレーション	様式自由
		・ 決算書等	イ 直近3年間の決算書類（平成27～29年度） ロ 預金残高証明書（自己資金の拠出余力が十分に証明できれば一部のみで構わない） ハ 借入残高に関する法人の申出書（借入残高がある場合は残高証明書を添付） ニ 法人税及び法人市民税の納税証明書（滞納のないことの証明） ホ 代表者の所得税及び市府（県）民税の納税証明書（滞納のないことの証明） ※上記ロ・ハの残高証明書は応募申込日前1か月以内に発行されたものとし、証明書が複数ある場合は、預金・借入の各先頭に一覧表を添付。 ※上記ニ・ホの納税証明書は納税義務を負う法人に限る。	様式自由 （標準様式）

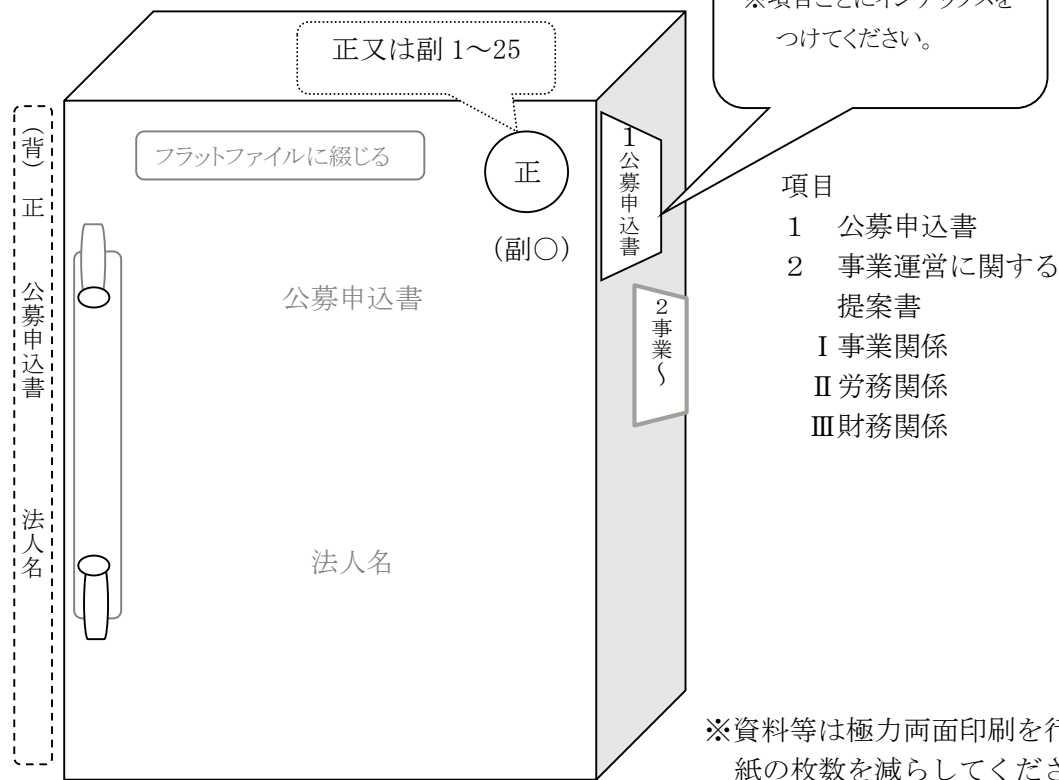
※所定の様式以外は、原則としてA4版(縦)での提出をお願いします。

※提出部数は、正本1部、副本25部（コピー可）とします。

※希望者には指定様式を電子ファイルにてお渡ししますので、当センター事務局あて電子メールにてご請求ください。

(4) 提出書類の体裁

提出書類は、以下に示す体裁を整えてください。



(5) 内容の説明等について

審査の過程において、お申込みいただいた書類等の内容について説明を求め、別途資料等を提出していただく場合があります。

なお、前記(3)に掲げる提出書類以外に、追加で資料の提出をお願いすることとなった場合は、公募説明会参加法人に連絡事項としてお知らせしますのでご注意ください。

1.1 応募の無効及び運営事業者決定の取消

本公募要項内に記載している応募が無効となる事項又は運営事業者の決定取消しとなる事項に該当した場合のほか、下記事項のいずれかに該当する応募は無効とし、また、運営事業者の決定を受けた者については、決定を取消します。

- ① 応募申込期間内に提出書類の全部が提出されなかった場合。
- ② 提出書類の虚偽記載、またはプレゼンテーション審査及びヒアリング審査における虚偽の応答が判明した場合。
- ③ 応募後の当センターからの指示事項に正当な理由なく従わない場合。
- ④ 選定の公平性に影響を与える行為があった場合（当センター職員に対する当該行為を含む）。
- ⑤ その他、本公募要項に記載する事項に反する行為があった場合。

1 2 その他留意事項

- ① 応募状況等の問合せは受け付けません。
- ② 応募にあたって提出された書類は、一般財団法人豊中市医療保健センター情報公開要綱に基づき公開する場合があります。
- ③ 応募申込締切後の書類の追加提出や差し替えはできません。

《問い合わせ先》

〒560 - 0012 豊中市上野坂2丁目6番1号

一般財団法人豊中市医療保健センター 事務局

電 話 06-6848-1661

F A X 06-6848-1665

E-mail u51@luck.ocn.ne.jp